

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]							[ 現 行 ]							
第 1 章～第 14 章 (略)							第 1 章～第 14 章 (略)							
料金表 (略)							料金表 (略)							
別表 1～別表 7 (略)							別表 1～別表 7 (略)							
別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2 以外のもの							別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2 以外のもの							
地域		事業者名		利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。 )に係るグループ			地域		事業者名		利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。 )に係るグループ			
				通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード					ショートメッセージ通信モード	通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	リヒテンシュタイン公 国	Salt (Liechtenstein) AG	<u>△</u> 5	二	<u>△</u> A <u>△</u> ● <u>△</u> ★	<u>△</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モーリタニア・イス ラム共和国	Mauritel Mobiles	7	-	A	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モーリタニア・イスラ ム共和国	Mauritel Mobiles	7	-	<u>△</u> A	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

附 則 (平成 30 年 3 月 23 日経企第 3000 号)  
(実施期日)

1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

(その他)

2 経企第 1258 号 (平成 29 年 9 月 19 日) の附則第 2 項中「平成 30 年 3 月 31 日までの間」を「平成 30 年 11 月 30 日までの間」に改めます。

2 (略)

別表9 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																																			
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 (略) 第1 (略) 第2 付加機能使用料 1 適用 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">区 分</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">単 位</th> <th style="width: 55%;">料金額 (月額)</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3～第7 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th style="width: 70%;">提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～43 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">44 削 除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料金額 (月額)	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	種 類	提供条件	1～43 (略)	(略)	44 削 除		<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 (略) 第1 (略) 第2 付加機能使用料 1 適用 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">区 分</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">単 位</th> <th style="width: 55%;">料金額 (月額)</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">端末動作情報等蓄積機能 (ドコッチサービス)</td> <td style="text-align: center;">1 契約ごとに</td> <td style="text-align: center;">280 円(302.4 円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3～第7 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th style="width: 70%;">提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～43 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">44 端末動作情報等蓄積機能 (ドコッチサービス)</td> <td> <p>(1) F O M A (基本使用料の料金種別が定額データプラン 128 K 又は定額データプランスタンダード2 に係るものに限ります。) 又は F O M A ユビキタス (基本使用料の料金種別が F O M A デバイスプラス 500 に係るものに限ります。) に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、当社が別に定める方法により、この機能をインターネットホームページから、利用していただきます。</p> <p>(3) 電波状況又はその他の理由により、端末設備の環境等の情報を受信又は送信できない場合があります。</p> <p>(4) 当社は、この機能により受信した端末設備の環境等の情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料金額 (月額)	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	(略)	(略)	(略)	端末動作情報等蓄積機能 (ドコッチサービス)	1 契約ごとに	280 円(302.4 円)	(略)	(略)	(略)	種 類	提供条件	1～43 (略)	(略)	44 端末動作情報等蓄積機能 (ドコッチサービス)	<p>(1) F O M A (基本使用料の料金種別が定額データプラン 128 K 又は定額データプランスタンダード2 に係るものに限ります。) 又は F O M A ユビキタス (基本使用料の料金種別が F O M A デバイスプラス 500 に係るものに限ります。) に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、当社が別に定める方法により、この機能をインターネットホームページから、利用していただきます。</p> <p>(3) 電波状況又はその他の理由により、端末設備の環境等の情報を受信又は送信できない場合があります。</p> <p>(4) 当社は、この機能により受信した端末設備の環境等の情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p>
区 分			単 位	料金額 (月額)																																
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)																																			
(略)	(略)	(略)																																		
(略)	(略)	(略)																																		
種 類	提供条件																																			
1～43 (略)	(略)																																			
44 削 除																																				
区 分	単 位	料金額 (月額)																																		
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)																																		
(略)	(略)	(略)																																		
端末動作情報等蓄積機能 (ドコッチサービス)	1 契約ごとに	280 円(302.4 円)																																		
(略)	(略)	(略)																																		
種 類	提供条件																																			
1～43 (略)	(略)																																			
44 端末動作情報等蓄積機能 (ドコッチサービス)	<p>(1) F O M A (基本使用料の料金種別が定額データプラン 128 K 又は定額データプランスタンダード2 に係るものに限ります。) 又は F O M A ユビキタス (基本使用料の料金種別が F O M A デバイスプラス 500 に係るものに限ります。) に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、当社が別に定める方法により、この機能をインターネットホームページから、利用していただきます。</p> <p>(3) 電波状況又はその他の理由により、端末設備の環境等の情報を受信又は送信できない場合があります。</p> <p>(4) 当社は、この機能により受信した端末設備の環境等の情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p>																																			

45 (略)	(略)

別表3～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(5) 契約者から請求があったときは、当社は端末設備の環境等が当社が別に定める基準又は契約者があらかじめ設定した基準に到達した場合に、そのことをあらかじめ登録されたメールアドレスに通知します。 (6) この機能のその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 (注) (2)、(5)及び(6)の当社が別に定めるところは、「ドコッチサービス利用規約」に定めるところによります。
45 (略)	(略)	

別表3～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	リヒテンシュタイン公 国	Salt (Liechtenstein) AG	<u>△</u> 5	二	<u>△</u> A <u>△</u> ● <u>△</u> ★	<u>△</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モーリタニア・イス ラム共和国	Mauritel Mobiles	7	-	A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モーリタニア・イスラ ム共和国	Mauritel Mobiles	7	-	<u>△</u> A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 30 年 3 月 23 日経企第 3000 号)

(実施期日)

1 この改正規定は平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(端末動作情報等蓄積機能に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している端末動作情報等蓄積機能 (ドコッチサービス) に係る提供条件は次のとおりとします。

(1) 付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区 分	単 位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
端末動作情報等蓄積機能 (ドコッチサービス)	1 契約ごとに	280 円(302.4 円)

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(定期契約等に係る解約金の適用に関する特例)

4 この附則実施の日から平成 30 年 12 月 31 日までの間において、契約者 (平成 30 年 4 月 1 日時点で端末動作情報等蓄積機能の提供を受けている者に限ります。) から、端末動作情報等蓄積機能に係る定期契約等の解除と同時に新たに定期契約等 (この約款又は X i サービス契約約款に規定するものをいいます。) を締結する申出があった場合は、その端末動作情報等蓄積機能に係る定期契約等の解約金の支払いを要しないものとします。

2 (略)

別表 10 (略)